

耐震診断結果公表

■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	夕張市役所	夕張市本町4丁目2番地	庁舎					
	本庁舎棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.32 (1.00) CTU・SD = 0.13 (0.34)	未定	未定	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25
	本庁舎A棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.02 (1.00) CTU・SD = 0.75 (0.34)	—	—	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25
	本庁舎B棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 2.14 (1.00) CTU・SD = 1.23 (0.34)	—	—	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25
2	岩見沢市庁舎	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.25 (1.00) CTU・SD = 0.22 (0.41)	建替設計	平成30年4月～平成31年6月	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.50
						建替工事	平成31年11月～平成33年8月	
3	空知合同庁舎	岩見沢市8条西5丁目1番3	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	Is/Iso = 1.00 (1.00) CT・SD = 0.75 (0.30)	—	—	
4	美唄市役所庁舎	美唄市西3条南1丁目1番1号	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.19 (1.00) CTU・SD = 0.16 (0.41)	未定	未定	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.50
5	芦別市総合庁舎	芦別市北1条東1丁目3番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.23 (1.00) CTU・SD = 0.18 (0.34)	未定	未定	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25
6	深川市総合庁舎	深川市2条17番17号	庁舎					
	本庁舎			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.27 (1.00) CTU・SD = 0.24 (0.41)	未定	未定	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.50
	本庁舎(塔屋2階)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	Is = 0.12 (0.90) q = 0.12 (1.00)	未定	未定	
7	千歳市庁舎	千歳市東雲町2丁目34番地	庁舎					
	事務棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.00 (1.00) CTU・SD = 0.72 (0.34)	—	—	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25 耐震改修工事終了
	市民ホール棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.03 (1.00) CTU・SD = 0.74 (0.34)	—	—	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25 耐震改修工事終了

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考					
						内容	実施時期						
8	伊達市庁舎	伊達市鹿島町20番地1	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.32 (1.00) CTU・SD = 0.24 (0.34)	未定	未定	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25					
9	富良野市庁舎	富良野市弥生町4526-3	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	Is/Iso = 0.23 (1.00) CT・SD = 0.18 (0.30)	建替え予定	未定						
10	稚内市役所庁舎	稚内市中央3丁目13番15号	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.25 (1.00) CTU・SD = 0.16 (0.30)	建替え	未定	Z= 0.8 , G= 1.0 , U= 1.25					
11	網走市役所 本庁舎	網走市南6条東4丁目	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.11 (1.00) CTU・SD = 0.10 (0.34)	建替設計	令和2年12月～ 令和4年3月	Z= 0.9 , G= 1.0 , U= 1.25					
						建替工事	令和4年9月～ 令和6年6月						
12	オホーツク合同庁舎	網走市北6条西3丁目9	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	Is/Iso = 1.35 (1.00) CT・SD = 0.82 (0.30)	—	—						
13	紋別市役所庁舎	紋別市幸町2丁目1-18	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.58 (1.00) CTU・SD = 0.30 (0.24)	未定	未定	Z= 0.8 , G= 1.0 , U= 1.00					
								庁舎棟	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.33 (1.00) CTU・SD = 0.54 (0.24)	—	—	Z= 0.8 , G= 1.0 , U= 1.00
								議会棟	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.72 (1.00) CTU・SD = 0.46 (0.24)	未定	未定	Z= 0.8 , G= 1.0 , U= 1.00
14	湧別町湧別庁舎	紋別郡湧別町栄町122番地1	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.83 (1.00) CTU・SD = 0.53 (0.30)	未定	未定	Z= 0.8 , G= 1.0 , U= 1.25					
15	音更町役場	河東郡音更町元町2番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.03 (1.00) CTU・SD = 0.83 (0.38)	—	—	Z= 1.0 , G= 1.0 , U= 1.25 耐震改修工事終了					
16	中標津町役場庁舎	標津郡中標津町丸山2丁目22番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.00 (1.00) CTU・SD = 0.65 (0.30)	—	—	Z= 1.0 , G= 1.0 , U= 1.00 法第5条第3項第1号※2					

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物